

第 7 1 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 3 年 7 月 2 0 日 (火)

午前 1 0 時

と ころ 第 2 委 員 会 室

付 議 事 項

1 モニター意見について・・・資料 1

2 会派について

3 その他

令和3年3月29日付 市議会モニター：下瀬俊夫

モニターからの意見	担当委員会
<p data-bbox="250 331 680 368">議会モニターからの意見（3）</p> <p data-bbox="161 421 763 496">1. 3月9日の議会運営委員会を傍聴して ＜申し合わせ事項について＞</p> <p data-bbox="161 507 1731 842">2月22日から始まった3月定例議会の一般質問終了後、3月9日に開かれた議会運営委員会で3月2日に提出された陳情書が付議事件とされたとき、それに関して山陽小野田市議会「申し合わせ事項」との関わりで異論が出されましたが、急施を要する議長判断や先例があるとの理由で、そのまま正式議題とされました。「申し合わせ事項」に関しては、その冒頭「議会は、地方自治法をはじめ、委員会条例や会議規則等の法令等を基本として運営されるが、議会運営等の詳細については規定されていない。それらを補完するものとして、法令等に明記されていない事項及び解釈、運用について、山陽小野田市議会が決定し、了承したもの」と規定されています。山陽小野田市議会の「申し合わせ事項」115では、「請願及び陳情等は、原則として定例会に関する議運開催日の前日までに受理したものを当該定例会において処理する」と書かれています。</p> <p data-bbox="174 852 891 888">（1）先例を作ると「申し合わせ事項」は消滅する</p> <p data-bbox="219 895 1731 1059">「申し合わせ事項」とは、山陽小野田市議会の議会運営上の基本ルールとして、全議員が一致して承認・決定し、明文化した約束事です。この「申し合わせ事項」に先例を作ってしまうと、その時点でこの「申し合わせ事項」は消滅してしまい、意味をなさなくなるものだという事を理解されて、このような対応をされたのでしょうか。</p> <p data-bbox="174 1069 875 1106">（2）「申し合わせ事項」の変更手続は可能だった</p> <p data-bbox="219 1112 1731 1187">「申し合わせ事項」は全員協議会等で全議員の一致した承認があれば、直ちに変更は可能です。なぜ、それをせずに「先例」なるものを持ち出して「申し合わせ事項」を無視する対応をされたのでしょうか。</p> <p data-bbox="174 1197 972 1233">（3）「先例」の内容を具体的に検討されたのでしょうか</p> <p data-bbox="219 1240 1731 1315">もし仮に「先例」なるものがあつたとして、今回の陳情書等の取扱いの内容に即して、「先例」が具体的に検討された結果ではなかったのではありませんか。</p>	<p data-bbox="1805 421 2029 458">議会運営委員会</p>

(4) 議長が「急施を要する」は通用しない

議長が「急施を要する」と判断すれば「申し合わせ事項」が無視できるなど、とんでもありません。全議員が承認した議会運営上のルールを、まず議長は尊重する義務があるのではありませんか。

(5) 「申し合わせ事項」を廃止し、「規定」にしては

「申し合わせ事項」とは、あくまで議員間の合意事項による紳士協定に過ぎません。12年前、私は改選後の初議会で「私は合意していない」と「申し合わせ事項」に異議を唱えました。また「先例」を理由に勝手に変更が可能な曖昧な「申し合わせ事項」ではなく、一般市民にも議会内ルールとして可視化され、直接変更が求められる議会の内部規定として、明文化したほうがスッキリするのではありませんか。

2. 3月議会を傍聴して

<特別委員会が一般会計予算の審査を行う疑問>

山陽小野田市議会には、現在、幾つかの特別委員会が作られています。特別委員会とは、特定の事件を扱う「特別」な委員会であり、特定事件がなくなれば当然のこととして、役割を終えて消滅する委員会でもあります。

(1) 一般会計予算の審査を、なぜ2つの特別委員会（分科会）が審査

一般会計予算の審査は、一般会計予算決算常任委員会が行いますが、山陽小野田市議会では各常任委員会が分科会として、所管部分の各パートを担当して審査することになります。しかし、「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」と「山口東京理科大学調査特別委員会」は、特別委員会であるにもかかわらず、分科会として一般会計予算の審査を行っています。

本来、常任委員会が受け持つべき一般会計予算の審査を、特定事件を扱う特別委員会の、それも同じ議員が委員長を務める特別委員会が、分科会といえども一般会計予算の審査を行うことの是非について、議論をしていただきたいと思います。

議会運営委員会

モニターからの意見	担当委員会
<p>モニター意見及び質問</p> <p>1. 令和2年12月10日の「議員と議会人の違い」等についての質問に対しての回答をいただきましたが、小学生を相手に返答しているように思えます。質問の真意を感じ取ることができない議会であるならばモニター制度自体の存在価値があるのかどうかさえ疑問に思えてしまいます。今一度明確にご教授願いたい。</p> <p>2. 令和3年1月26日の「政策討論会の開催」等についての意見について回答をいただきましたが、「どのような方法があるか考えていきます」とは議員の資格が問われる回答だと思っています。「政策立案」に拘ることなく様々な議論がこの山陽小野田市議会が必要であるとの認識がないのでしょうか。明確な回答を求めます。</p> <p>3. 令和3年1月26日の会派についての質問・意見に対しての回答をいただきました。ネットで拝見した限りでは会派の理念をホームページに掲載することが決定されたと思っておりますが違うのでしょうか。</p> <p>4. 上記3. が事実であった場合にホームページに会派理念が掲載されるのであれば、いつまでに掲載するかを何故協議されないのでしょうか。</p> <p>5. 今年度6月定例会一般質問で吉永議員が冒頭に副市長の悪口を言っていました。これは一般質問のあり方としてふさわしいのか教えてください。委員会中のことを委員長でもない、いち委員がしかも本会議場の一般質問でする内容とは思えません。</p> <p>6. 上記5. の吉永議員の発言について問題があるとしたら本会議場において（執行部も居るという意味で）議長からの注意なりあってしかるべきではないか。開かれた議会において、なあなあで済ますことは問題があると考えますがいかがでしょうか。市民は見ています。</p>	<p>広聴特別委員会</p> <p>議会運営委員会</p> <p>議会運営委員会</p> <p>議会運営委員会</p> <p>広聴特別委員会</p> <p>広聴特別委員会</p>

<p>7. 今年度6月議会で代表質問が行われましたが、一般質問との違いがどこにあったのでしょうか。政策理念を共にする会派の特色も見えづらく、最後は議会参与が答弁で一般質問と化していました。代表質問は市長の政策理念、方針、まちづくりの考え等を掘り下げ一般質問につなげていくものだと考えておりますが、何故まともな代表質問が行われないのでしょうか。明確に教えてください。</p>	<p>議会運営委員会</p>
--	----------------

令和3年6月24日付 市議会モニター：樋口晋也

モニターからの意見	担当委員会
<p>令和3年6月24日議会運営委員会を見て</p> <p>代表質問についての議論がされていたので意見を申し上げます。 一般質問の時間は70分と制限されています。代表質問は60分と制限されています。 「議会は言論の府」という言葉をよく聞きますが、一定の制限の中で行われているのが現状です。 そのわずかな時間は「言論の府」の機会であり、それが減ることを議会自ら決めることは矛盾ではないかと感じます。 廃止の議論をする時間があれば「代表質問とは何か」について議論されれば良いのではないのでしょうか。 他のモニター意見にありましたように「議会政策討論会」が開催されることもなく日々過ぎてきた状況からもいかがかと考えます。 廃止したことでもしも何もデメリットが発生しなかったとしたらそのこと自体が問題であると捉えるべきではないのでしょうか。 しっかりと議会内での議論を期待しております。</p>	<p>議会運営委員会</p>